

## (仮称) 田野畑風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、日本風力開発株式会社が、岩手県下閉伊郡田野畑村、岩泉町及び普代村において、最大で総出力90,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の近隣には三陸復興国立公園が存在するほか、同区域内には森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林が存在するなど、自然環境の保全上重要な地域である。また、同区域周辺には文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）に基づく国指定天然記念物であるイヌワシ繁殖地及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づきイヌワシ等の希少鳥獣の保護を目的に指定された岩手県指定鳥獣保護区が存在しており、これらの希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴い、これらの環境保全上重要な地域及び鳥類への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在していることから、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

これらの影響を回避又は極力低減するため、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

### 1. 総論

#### (1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

#### (2) 事業計画の見直し

2.(1)、(2)及び(5)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏

まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、森林法に基づく保安林、砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領(平成18年7月)に基づく崩壊土砂流出危険地区及び岩手県が公表している土砂災害危険箇所(土石流危険渓流)が存在しており、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂や濁水の流出等による動植物の生息・生育等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 水環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、複数の河川源流部及び沢筋等のほか、簡易水道の取水地点等が存在していることから、本事業の実施により、工事中的土砂や濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離の確保に努めるとともに、工実施時の土工量を抑制し、かつ、仮設沈砂池の設置等により土砂や濁水の流出を最小限に抑えることで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域の周辺には、文化財保護法に基づく国指定天然記念物であるイヌワシ繁殖地及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づきイヌワシ等の希少鳥獣の保護を目的に指定された岩手県指定鳥獣保護区が存在しており、これらの希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、イヌワシ等の希少猛禽類の行動圏に関する情報(餌場等の利用状況等)を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (6) 景観に対する影響

事業実施想定区域の近隣には三陸復興国立公園が存在しており、本事業の実施により、当該国立公園内の眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や

水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、三陸復興国立公園の管理者及び関係自治体の意見を踏まえた上で、必要に応じて専門家や利用者等の意見を踏まえること。